

「日本学生支援機構 給付型奨学金」の申込みを希望される皆さまへ

日本学生支援機構の給付型奨学金は、所属する高等学校を通して申込みをします。卒業後2年以内の卒業生も、卒業した高等学校を通して申込みすることができます。

詳しくは、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

<http://www.jasso.go.jp/index.html>

申込みの期日は各学校で定めることになっています。今年度の申込み受け付けは終了しました。

来年度の期日は5月上旬頃にHPでお知らせいたします。

◆ 在校生は、職員室 宮地 まで取りに来てください。

◆ 卒業生は、045-803-4254 松陽高校職員室3学年 宮地 までご連絡ください。

本奨学金については、各校で推薦要項を定めることになっています。松陽高校の推薦要項は、次の通りです。

.....

推 薦 要 項 (一般の生徒)

日本学生支援機構のガイドラインに沿って、次の1～4のすべてに該当する生徒（及び卒業生）を推薦対象者とし、校内に設置する推薦委員会に諮った上で、本校に割当てられる推薦枠の範囲内で推薦者を決定する。

- 1 家計について、生活保護世帯または住民税非課税世帯であること。
- 2 人物について、次のすべてを満たしていること。
 - ① 学習活動はもちろん、学校行事等にも意欲的に取り組んでいる。
 - ② 校則を遵守し、集団生活において協調性が認められる。
 - ③ 進学の目的および進学後の人生設計が明確である。

- ④ 将来良識ある社会人として社会に貢献する人物となる見込みがある。
- 3 健康について、次の ① または ② を満たしていること。
- ① 健康診断等において、おおむね健康であると認められる。
 - ② 心身に障害等があっても、進学先において十分修学に耐えるものと認められる。
- 4 学力および資質について、次の ① または ② を満たしていること。
- ① 次のいずれかを満たしている。
 - ア 調査書の学校成績概評が「A」である。
 - イ 国語、数学、社会、理科および外国語の評定平均値が 4.3 以上である。
 - ウ 進路に特に関係する 2 教科の評定平均値が 4.5 以上である。
 - ② 教科以外の活動で大変優れた具体的な成果、または活動を通して著しい成長が認められ、かつ次のいずれかを満たしている。
 - ア 調査書の学校成績概評が「B」である。
 - イ 国語、数学、社会、理科および外国語の評定平均値が 3.5 以上である。
 - ウ 進路に特に関係する 2 教科の評定平均値が 3.8 以上である。

推 薦 要 項 (社会的養護を必要とする生徒等)

日本学生支援機構のガイドラインに沿って、次の 1～4 のすべてに該当する生徒（及び卒業生）を推薦対象者とし、校内に設置する推薦委員会に諮った上で、推薦者を決定する。

- 1 以下の施設等に入所していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）。
- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
 - ② 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
 - ③ 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
 - ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
 - ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）

⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）

2 人物について、次のすべてを満たしていること。

- ① 学習活動はもちろん、学校行事等にも意欲的に取り組んでいる。
- ② 校則を遵守し、集団生活において協調性が認められる。
- ③ 進学のおよび進学後の人生設計が明確である。
- ④ 将来良識ある社会人として社会に貢献する人物となる見込みがある。

3 健康について、次の ① または ② を満たしていること。

- ① 健康診断等において、おおむね健康であると認められる。
- ② 心身に障害等があっても、進学先において十分修学に耐えるものと認められる。

4 学力および資質について、次の ① または ② を満たしていること。

- ① 調査書の学校成績概評が「A」または「B」である。
- ② 進学先での学習に対する意欲が認められる。